

令和6年9月定例会 一般質問 中井政友議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「香芝市公共施設管理計画について」

○中井政友 代表質問、一般質問2日目でお疲れとは思いますが、どうかよろしくお願いします。日本共産党、中井政友、一般質問させていただきます。

1月1日、能登半島で震災が起きました。そして、台風10号等により被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。いつ起こるかもしれない震災時の市役所そして市議会議員は、こうしたときどう行動すべきかを考えねばならないと思いました。加えて、さきの議長不信任決議や8月の大阪高裁判決の内容など、市民から見て議会や議員はどうあるべきかが問われている状況にあると思います。心して身を引き締めて行動していきたいと思います。

今議会での一般質問は4点、第1に香芝市公共施設管理計画について、2番目、国民健康保険について、3番、自衛隊への名簿提供について、4番、地域防災計画についてです。

まず最初に、香芝市の公共施設等総合管理計画について総務部長にお尋ねします。最後には市長にもお伺いしたいと思います。

香芝市では、青少年センター、シルバー人材センター、野外活動センター、すみれの里などが閉鎖、移転、民間委託化され、志都美保育所や関屋保育所も保護者会の説明と引継ぎを求める声などがありましたが、公立保育所から民間委託化され、さらに志都美幼稚園は閉鎖されました。関屋幼稚園も新たな園児の募集が停止されています。そして、近年、学校施設の個別化計画、特に鎌田、志都美小学校の統廃合計画、関屋小学校の移転計画に当たり、保護者や地域への説明がなく進められたと3つの小学校区を中心に公共施設の統廃合をめぐる市民や地域から要望が強まったことで当該3つの小学校区への説明会がなされ、さらに望ましい学校環境検討委員会が開かれ、市長に答申されることになっています。

そこで、第1番目の質問です。市役所の内部で公共施設の在り方を検討するのはこれまで新市長の判断で解散された公有財産有効活用検討会議だけだったのでしょうか、ほかにどこで公に議論されてきたのでしょうか、計画を進めるに当たって市の体制、検討期間はどうかになっていたのかをお聞きいたします。

以上です。

○総務部長 答えいたします。

具体的な計画への取組につきましては、企画、営繕、財政及び管財の所管課が中心となり、それぞれの施設を所管する課と連携して実施しております。また、香芝市公有財産活用検討委員会において公有財産の有効活用及び適正な処分に関して協議を行い、全体的な進行管

理と課題の調整、解決を図っております。公共施設の再編における重要事項や方針などについては、適宜、香芝市経営会議において総合的な視点から決定しています。

以上です。

○中井政友 二代表制に反しているとこれまで議論されてきた公有財産有効活用検討会議ではなく、それ以前からあった公有財産活用検討委員会においても検討されていたというふうなご答弁だったと思います。では、その会議の構成はどのようなになっているかもう一度お願いします。

○総務部長 お答えします。

香芝市公有財産活用検討委員会は、副市長を委員長、総務部長を副委員長として部長級職員によって組織されています。

以上です。

○中井政友 その会議は、議員が入っていない庁内の検討会議だと思います。この会議の過去3年間の開催回数や案件数についてお答えをお願いします。

○総務部長 お答えします。

令和3年度以降の数字を申し上げます。

令和3年度は会議開催回数が4回、案件が11件、令和4年度は会議開催回数が4回、案件が8件、令和5年度は会議開催回数が6回、案件が12件、令和6年度は8月末現在で会議開催回数が2件、案件が5件です。

以上です。

○中井政友 ありがとうございます。学校再編基本方針を受けた公共施設の在り方の議論の中でその会議の状況も開示して知りたいところですが、今回は先に進めさせていただきます。

公共施設について、香芝市は国の方針に基づき2015年、平成28年に香芝市公共施設等総合管理計画を策定され、さらに令和4年3月に改定されました。この28年版の計画書の挨拶とも言える位置づけの文の中に高度経済成長期に集中し整備した公共施設の多くが建設後3年以上を経過し、老朽化を放置すれば更新や改修工事が集中し、厳しい財政状況の中で大きな財政負担が生じ行政サービスに影響を及ぼすとの基本認識を示しておられます。また、計画の目的として長期的な視野で更新、統廃合、そして長寿命化を行うことで財政負担の軽減化と平準化を図ること、公共施設の最適な配置を図ることなどを掲げ、具体的には40年かけ施設の床面積の15%を削減することを目標として掲げておられます。さらに、この香芝市公共施設等管理計画を踏まえて策定された2020年、令和2年の学校施設等長寿命化計画では、令和12年までの10年間、公共施設適正化の対象として学校施設や幼稚園、保育所施設、福祉施設、そしてその他の公共施設を掲げておられます。基本的な流れとして公共施設等総合管理計画と公共施設の53%を占める学校等の学校施設等長寿命化計画、この2つの計画に沿って公共施設の在り方が検討されているものと認識しておりますが、公共施設をめぐっては人口の減少、老朽化、そして財政問題など幾つもの困難への対応がどこの自治体でも直面

している課題ではないでしょうか。香芝市の公共施設管理計画の更新等の現在の状況についてお答えをお願いします。

○総務部長 お答えします。

香芝市公共施設等総合管理計画の計画期間は40年間で、平成28年11月に策定後、令和4年3月に一部改定を行いました。本計画は、これからの人口推移や財政状況、施設状況の変化など様々な要因を考え、10年間で周期に精度の向上を図るための見直しを行います。また、10年周期の中間年においては、法令改正への対応、個別計画との整合性など、必要に応じて見直しを実施する予定です。第2期の10年間で令和9年度より開始されますので、来年度から見直し作業に取り組む予定をしています。

以上です。

○中井政友 では、具体的な今の取組実績について主要なものをお願いいたします。

○総務部長 お答えします。

建物の床面積に増減を与えるものとして、除却したもの、香芝市モナミホール、野外活動センター、青少年センター、旧公民館、旧老人福祉センター、建て替えたものとしてみつわ保育所、民間譲渡したものは志都美保育所、障害者支援センターすみれの里などがございます。また、修繕、改修したものは、総合体育館、総合福祉センターなどです。

以上です。

○中井政友 この計画においては、基礎となる将来人口の推計の正確さが必要です。この計画の基礎となっている香芝市の人口減少傾向の評価について引き続きお伺いをいたします。

国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研のデータをこの計画は採用しているというふうに思いますが、2015年を基準年とした人口ビジョンや社人研準拠に基づく人口推計と実際の人口の差は今どれぐらいあるのでしょうか。

○企画部長 第5次総合計画におけます人口ビジョンでは、2015年を基準年といたしまして5年ごとの推計値を算出しております。

実績値でございます2020年国勢調査と比較してお答えいたします。

2020年の国勢調査の総人口は7万8,113人でしたので、人口ビジョンと比較いたしますと669人少なく、社人研準拠に基づきます人口推計と比較いたしますと782人少ない結果となっております。

○中井政友 ありがとうございます。5年間隔で見ると、これを5で割ったら、私も割ったんですけど、年間約130人ほどの緩やかな減少になっているというふうに思います。

では次に、子供の人口予測と直近の実績との差はどれぐらいあるのでしょうか、お願いします。

○企画部長 第5次総合計画におけます人口ビジョンにおきまして、5歳刻みの年齢としておりますので、15歳未満の人数での推計でお答えさせていただきます。

実績値である2020年の国勢調査では1万1,924人でした。人口ビジョンと比較い

たしますと80人少なく、社人研準拠に基づきます人口推計と比較いたしますと184人少ない結果となります。

○中井政友 これも市全体の15歳未満の年少人口比で、これを5で割ると20人から30人の間で少なくなっているという推移だと思います。これは年少人口全体の推移であり、新生児が公立小学校に全員入学すると仮定した場合、地域ごとの小学校でも推移を見る必要があります。学校教育課の今年の5月1日の資料を見ますと、住基データによると統廃合問題で対象になった3校中2校は2030年になっても200人を超えている、ある学校においては社人研推計よりも多くなっています。さらに、学校統廃合は生徒数だけでは判断せず地域性も十分考慮せねばなりません、いかに現実と予測が食い違っていくのか検証していかなければならないことが表れていると思います。

次に、人口ビジョンの位置づけについてどのように思われているかをお伺いします。

○企画部長 人口ビジョンにつきましては、各地方公共団体におけます人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものと位置づけられております。また、人口ビジョンは、地方版総合戦略におきましてまち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎と位置づけられていることを十分に認識し、策定に当たっております。

○中井政友 人口ビジョンは、人口減に歯止めをかける、そうした計画であるという点が大事だと思います。市長は、人口増を目指し、小学校の統廃合を目指したいとも述べられておりました。市の計画の定期的な検証、見直しを求めたいと思います。

次に、公共施設管理計画の基礎になる市の財政についてに入りたいと思います。

市の財政予測に基づく建物系施設の経費削減目標数字についてのお伺いです。

この計画は、公共施設管理計画中の資料にもありますけれども、投資的経費における建物系施設の平均実績値が平均の5年間でどこで測るかによって大きく違います。例えば地方債残高を減らす、あるいは基金をためるという市の施策方針によっても食い違います。公共施設管理計画の中では、平成23年から28年の投資的経費とその前の5年間、18年から20年間の平均値は28年以降の1.5倍の投資的経費を使われています。したがって、単純にあるときの投資的経費から今後必要になるであろう公共施設の更新に当たって、何倍だと見れないと思います。さらに、28年度版の作成に当たって総務省のソフト仕様書には、更新の試算については香芝市の更新計画にも全国同じ当時の更新単価表で計算されており、実質的な一般財源による更新費用の負担見込額を参考情報として試算することは行わないとの記載を見つけました。それは、試算結果を公表する場合において、事業費ベースで試算した更新費用の財源として税や交付税等の一般財源に加えて国庫支出金や料金収入等が見込まれることを住民向けの公表資料の中で適宜説明する必要があると述べられていました。しかし、平成28年版の香芝市の更新計画の中にはそのことが見られませんでした。更新費用全額の金額が更新計画にのせられており、その額の多さに驚くばかりでした。どうしてこの計画にそうした留意することとあったことがのせられなかったのでしょうか、ご説明をお願いします。

す。

○総務部長 お答えします。

更新費用の推計額につきましては、事業費ベースで試算しています。この理由は、一般財源ベースでの試算につきましては作業が煩雑となり困難であること及びこれまでの決算額との比較を行うためです。ご指摘のとおり総務省は、公共施設等更新費用試算ソフト仕様書の中で、更新費用の公表を行う場合の注意事項として更新費用の財源に国庫支出金や料金収入等が見込まれることを住民向け公表資料等の中で適宜説明する必要があることを記載しております。本市計画における将来更新費用の試算につきましても同じ試算ソフトを活用しておりますが、議員ご指摘の部分の記載はなく、説明不足であることは否めません。今後計画を更新するときに改めてまいりたいと思います。

以上です。

○中井政友 ありがとうございます。

次に、こうした不適切と思われる前提に立っての削減目標についてです。

今後の計画、40年で総床面積15%が目標値となっていますが、これまでに実施された障害者施設の民間譲渡や保育所の廃止及び今後の学校、保育所の統廃合や民営化などの政策は削減目標に基づき実施されていくのでしょうか。

○総務部長 お答えいたします。

香芝市公共施設等総合管理計画に香芝市公共施設等マネジメント基本方針というのを定めてございます。その中で、いわゆるハコモノ三原則、インフラ三原則及び5つの基本方針を掲げているところであります。今申されました15%削減というのにつきましては、この基本方針に基づく目標値という形になりますので、進捗を評価するために指標になるということでございます。

もう一点ですが、この総合計画におきましては、とにかく床面積を削減するということとそのときそのときのいわゆる人口状況でありましたり地域の状況等を踏まえた中で統廃合、もしくは複合化する施設になるのか、もしくはその施設をそのまま使い続けるのかということの判断をまずしていくこととなりますので、議員おっしゃられますように、全ての施設を廃止する、統廃合する、もしくは複合化することやなしに状況に応じて当該施設を長寿命化する、そのための長寿命化修繕もしくは改修工事も併せて行うという計画でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○中井政友 状況に応じて判断していくという、単純に目標数値を目指すのではないという、そういう答弁だと思います。公共施設管理計画は、人口が減少すると公共施設の更新が財政的にできなくなる、なので公共施設を更新可能にするまで削減せねばならないという趣旨の計画ではないかというふうに思っていました。しかし、計画の基本になる人口も財政状況も変化します。計画があるからと何十年も決まったこととせず、人口推移や財政推移を定期的に検証、検討しながら進めるべきだと思います。そして、その問題は中身であり進め方

だと思います。市の計画の中で最も長期なスパンの計画について、具体的な削減目標、何ができるのかも、しかし分かりません。例えば記載の条件が変わるかもしれませんし、社会状況も変わるかもしれません。そういう計画の中に具体的な数値目標を掲げることで自体に無理があるのではないかと思います。議会や市民に対して施設の統廃合について市長がどのように説明をされたとしても、削減数値が、目標が入った計画がある限り結局は経費削減のためではないかと、そういうふうに使われてきます。建物系公共施設については、削減ありきではなく、長寿命化に重点を置いた計画に見直すべきだと思います。これまでの議論の中で新市長の見解がありましたら、お願いいたします。

○市長 香芝市公共施設等総合管理計画の基本方針の一つに「適切な維持管理・長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び更新コストの平準化」というものが含まれております。施設類型ごとに機能移転、複合化など施設の在り方を検討した上で、保全については長寿命化を基本とし、中規模改修、長寿命化改修工事に取り組んでいるところでございます。必要に応じて、計画の更新に当たりましては将来の人口ビジョン、人口推移や財政の推移を勘案しながら計画の進捗状況を評価点検し、市民ニーズも把握しながら行うものでございます。就任してまだ間もないところでございますので正直なところ公有財産の総合的な検討というものはまだできていない状況でございますが、削減ありきではなくて市民にとってどのような方策がよいかというところをよく検討して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○中井政友 ありがとうございます。学校や保育所問題について、市民の声は議会だけでなく説明会や選挙等でも多く聞かれてこられたと思います。これまでも繰り返し訴えさせていただいておりますが、公共施設の在り方をめぐってこれらの地域や保護者の声は重要な点を指摘されているかと思います。地域を維持したい、小学校はまちづくりの基本だ、地域の宝だ、ここには公共施設として小学校しかない、学校ができるとき苦労してここまで造ってきた、その努力が報われない、子供たちが帰ってこない町になると地域が衰退するなどです。うちの子供はやんちゃだけどよく見てくれる少人数の学校がよいと思ってこの学校を選んだなどの声がありました。こうした地域の人々の声が学校を残してほしいという7,000筆近い署名に表れているのではないのでしょうか。建物の長寿命化計画で計画的なメンテナンスを行えば、建物の老朽化にも対応できるはずです。工事の規模が小さければ、地元中小工務店の仕事確保にもつながり、大規模改修や新たに幼・保施設を建設するよりもコスト削減があると思います。大規模改修とかあるいは新規の更新ということよりも、とにかく長寿命化することによって地域経済にも貢献することになると思います。単に自分たちの学校や保育所を残してほしい、そういうことではなく、人口ビジョンや公共施設の在り方についても重要な点だと思います。ぜひ深く酌み取っていただきたいと思います。

「国民健康保険について」

○中井政友 では次に、2番目の国民健康保険についての質問をさせていただきます。

国の進めるデジタル化の一環として保健所のデジタル化があります。日本共産党市議団は、デジタル化は利便性があるけれども、個人情報保護の甘さやデジタルが利用できない方への対応を危惧して国への中止の意見書を提案しました。今回は、その中でも国民健康保険の市の状態や12月から実施されるマイナ保険証について質問させていただきます。

第1番目に、本市の現在の国民健康保険加入者の状態や世帯数についてのご説明をお願いします。

○健康部長 令和6年6月末現在、国民健康保険の加入世帯数は8,210世帯、被保険者数は1万2,899人となっております。

以上でございます。

○中井政友 じゃあ、2番目です。現在のマイナ保険証の登録率についてお願いいたします。

○健康部長 令和6年6月の国保中央会の集計値では、本市の国民健康保険加入者のマイナ保険証の登録率は58.5%となっております。

以上でございます。

○中井政友 ということは、引き算しますと41.5%の方がまだマイナ保険証にひもづけられていないということで、4割の方が今後の対応になるということだと思います。

12月2日から保険証が廃止される、その基本の流れについてご説明をお願いします。

○健康部長 現行の被保険者証は廃止され、令和6年12月2日以降、被保険者証は発行されないということになります。なお、同日以前に発行されました被保険者証につきましては、証に記載されました有効期限までは有効となります。令和6年12月2日以降は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本としつつ、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない状況がある方につきましては必要な保険診療等が受けられるよう当分の間、申請によらず、資格確認書を交付することになります。また、マイナ保険証を保有している方には、自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう資格情報のお知らせを交付することになります。

以上でございます。

○中井政友 ご説明ありがとうございます。7月の保険の通知書にもその旨が記載されていましたが、その流れや説明も十分され、どの市民も理解される必要があると思います。資格確認書の交付対象者はどのような人が想定されるでしょうか。

○健康部長 マイナ保険証を保有していない方のほかにマイナ保険証の利用登録解除を申請された方、またDV被害者などマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている方、また介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な方などが想定されてございます。

以上でございます。

○中井政友 そうして言っていただきましたが、その方々の数はある程度の数になると想定されると思います。保険証は、命や健康に関わる大事なことです。周知に当たっても、通知書だけで済ますのではなく、高齢者の方々など、どの方にも不安なく十分理解していただけるようお願いいたします。

次に、今年度から始まっている国民健康保険の統一化後について質問させていただきます。

保険料率や減免の決定権限について統一化されましたが、現在はどのようなになっているでしょうか。

○健康部長 保険料率につきましては、毎年改定を基本に毎年度の市町村標準保険料率と現行料率、こちらの比較検証により改定の必要性が判断され、奈良県から示される統一保険料率を市町村の保険料率として設定することになります。保険料の減免につきましては、県から示されます減免基準に基づき定めます市町村の条例及び要綱の規定により市が決定するものでございます。

以上でございます。

○中井政友 保険料率は市が設定すると、減免も市が決定するというので、決定権は現在も市にあるということで理解したらいいと思いました。

国民健康保険の現在の状況、被保険者の状態についてご説明をお願いします。

○健康部長 少子・高齢化と人口減少が進みまして人口構造が大きく変化していく中で、国民健康保険の被保険者数は減少傾向にあり、また年齢構成につきましては65歳から74歳までの前期高齢者が4割以上を占めている状況でございます。

以上でございます。

○中井政友 では、変わってこの統一化された奈良県の国民健康保険の会計や基金についての主要な説明をお願いします。

○健康部長 令和4年度になりますけれども、奈良県の国保特別会計決算では歳入は1,339億9,000万円、歳出は1,329億4,000万円となっており、10億5,000万円の黒字となっております。奈良県国民健康保険財政調整基金の令和4年度末残高につきましては、40億8,000万円となっております。

以上でございます。

○中井政友 十分な黒字であり基金もあるということだと思います。

次に、続きますけれども、香芝市の国保会計の黒字や基金について、決算で出ていますけれども、お願いします。

○健康部長 こちらは、令和5年度の本市国民健康保険の特別会計決算では、歳入は70億6,956万7,000円、歳出は69億9,911万2,000円で7,045万5,000円の黒字となっております。また、本市国民健康保険財政調整基金の令和5年度末残高につきましては、7億643万1,000円となっております。

以上でございます。

○中井政友 次に、この制度や黒字、基金を使った市民への負担軽減について質問させていただきます。

負担軽減の権限はどこにあるのでしょうか、先ほどもお答えいただきましたけども、再びお願いします。

○健康部長 保険料の軽減についてでございますけれども、こちらにつきましては、国民健康法施行令に定める基準に基づき定めております市町村の条例の規定により市が決定するものでございます。

以上でございます。

○中井政友 国民健康保険の県統一化後でも、保険料の賦課や徴収、負担軽減などは市に権限があることだと思います。

子育て施策として均等割免除の拡大について香芝市はどのように考えておられるか、お願いします。

○健康部長 令和4年度より未就学児の均等割保険料の5割を減額する措置がございます。子育て支援の観点からも、均等割保険料の減額措置の対象につきましては未就学児にとどまらず18歳以下の全ての子供に係る均等割保険料、こちらを廃止するよう近畿市長会を通じ国に要望しているところでございます。

以上でございます。

○中井政友 現在、法定減免はあるけれども未就学児までにとどまっているということだと思います。平均すれば国保世帯は年収の2割ほどが保険料だけでなくなってしまう、そうした制度です。協会けんぽと違い、家族数にかかっている均等割は家族が多いほど負担が大変重くなります。この制度、茨城県では県が音頭を取り、財源を確保、補助し、子供の均等割を減額している例が出ています。今全国では、国保料の減免や県統一化の見送りが増えている状況にあります。厳しい状況にある国保加入者の実態を反映しています。県統一化で独自施策ができなくなる、基金を活用した保険料の引下げもできなくなる前に保険料を軽減しようとする、そうした自治体の考えがうかがえます。令和5年監査委員の意見書には、国保滞納者繰越分2億4,000万円で、収入できたのは6,500万円、収納率27.2%であると記されてました。保険料が高くて払えない、家族も多くて保険料が払えない、そうした実態を一部反映しているのではないのでしょうか。しかし、まだ国保には保険料や負担金減免の規定が残っています。その説明をお願いします。

○健康部長 国民健康保険法第44条の規定による一部負担金の減免、徴収猶予及び第77条の規定によります保険料の減免、徴収猶予につきましては、申請により特別の理由がある被保険者に対しまして市が認めるものでございます。令和5年度の実績では、東日本大震災により被災した方の一部負担金の免除や生活保護を受けることとなった方の保険料の減額、免除などがございました。

以上でございます。

○中井政友 条例には、特別の理由に災害や疾病により生活が著しく困難となった者、また

はこれに準ずると市長が認める者とありました。実施は難しいことかもしれませんが、判断をお願いいたします。

次の質問に行きます。

令和5年決算では、国保の財政調整基金は7億6,000万円あったとのこと。市の財政調整基金の活用についてどのようにお考えかお願いします。

○健康部長 香芝市国民健康保険財政基金条例の規定に基づきまして、市が独自に実施する人間ドックや脳ドックの健診費用の助成やその他保健事業の財源として活用することを考えてございます。

以上でございます。

○中井政友 健康づくりへの基金として使えるのではないかと、そういうふうにあります。が、どういうふうに今お考えかお願いします。

○健康部長 同様の答弁になりますけれども、保健事業につきまして効果的に活用できるように考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○中井政友 さきの市長さんの時代に、基金を使って国保加入者に健康増進支援金として家族に1人当たり1万円給付されました。同様の制度を今も実施されている自治体もあります。本市ではその後国民健康保険財政調整基金条例が改定され、基金は保健事業の経費に充てるとなりましたが、基金を健康づくりとして給付できるようにまた再度考えていただきますように要望して、この国保問題については終わりたいと思います。

「自衛隊への名簿提供について」

○中井政友 次に、質問の3番目、自衛隊募集に係る対象者情報の提供についてお伺いします。

自衛隊の入隊者が年々減少し、2023年3月末では全自衛隊員定員数24万7,000人に対して現員は22万7,000人であると報道されました。原因は内部での問題や外国との関係など幾つかあるようですが、そのためにも自衛隊は入隊者を増やしたいと考え、各地で自衛隊員の入隊の案内、ダイレクトメールを18歳や22歳の方たちの家庭に送られています。その基となる名簿は、市の住民基本台帳であると考えます。自衛隊への名簿提供について、年間どれくらい的人数が出されているのか、どのような情報を提供されているのかお知らせください。

○危機管理監 今年度の情報はまだ行われていないため昨年度の状況となりますけれども、平成14年度お生まれの方と平成18年度お生まれの方が対象で両年度ともに約900人で行っていただきました。

提供内容としたしましては、住所、氏名、生年月日、性別の4情報となっております。

以上でございます。

○中井政友 自衛隊では、そうした名簿にさらに他の名簿を重ね、対象者にダイレクトメー

ルを送られているとのこと。奈良県では、そうした自衛隊の行為に対して個人情報や憲法の規定している自己決定権に反していると奈良市の青年が裁判に訴えられている実態が起こっています。自衛隊への名簿提供は香芝市ではいつから提供されているのか、どのような方法で提供されてるのかお答えください。

○危機管理監 過去いつから提供しているかにつきましては、現在不明でございます。

提供方法につきましては、紙媒体で提供し、除外申請があった方を除き提供しておるところでございます。

○中井政友 申請があれば除外できるようにされているということですが、申請がほとんどないことも事実であり、さきの個人情報保護法や自己決定権に反していると考えます。自衛隊への名簿提供をされている根拠はどこにあるのかをお願いします。

○危機管理監 根拠法令につきましては、自衛隊法第97条や自衛隊法施行令第120条、個人情報の保護に関する法律第69条を根拠としております。

以上でございます。

○中井政友 自衛隊法97条を読み上げます。「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」という意味で事務の具体性もなく、根拠ありません。また、住民基本台帳で許される閲覧は限定的に解釈、適用されるべきで、自治体は住民の権利を侵害する結果になる提供に応ずべきではないと考えます。法的根拠があると言えないと考えます。

次の質問に移ります。

自衛隊法97条や自衛隊施行令第120条については、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事項について規定されています。これは利用目的が正当である場合であります。自衛官でない自衛隊員の募集に利用していた場合は目的外利用となるのではないのでしょうか。

○危機管理監 本市といたしましては、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づいての資料の提出の依頼を受けているものと認識しております。あくまでこれらの条項に規定する自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務を目的として提供しているものであり、その範囲外の利用であれば目的外ということになるものと思われま。

以上でございます。

○中井政友 自衛官と自衛隊員はほとんど同じように使われていますが、厳密には自衛隊に所属する全員を自衛隊員と呼び、自衛官も自衛隊員の一部です。定義上は、何らかの階級を有する自衛隊の隊員が自衛官であります。そして、この自衛隊員、自衛官は、賭命義務、命をかける義務を持っています。戦闘で命をかける義務がある正規軍を指しており、自衛隊員ではありませんので目的外利用になるのではないのでしょうか。広報の除外申請に対して申請を判断された市民の方が本当に今おられるのかどうか、お願いいたします。

○危機管理監 昨年度の対象者約900名に対する除外申請はございませんでした。

以上でございます。

○中井政友 本市での除外申請の情報提供は広報だけだと思います。それでは周知が不十

分で実効性がありません。奈良市なども、6,000人に対して数人しか除外申請がないと聞いています。この名簿提供に当たり、市の管理責任はないのでしょうか。

○危機管理監 本市としましては、根拠法令に基づいて適切に対応しており、責任が問われることはないものと認識をしております。

以上でございます。

○中井政友 全国では1,800ほどの自治体があり、その中の約500の自治体では名簿提供自体されていません。奈良県でも、幾つかの自治体は名簿提供をされていません。自治体によって判断が違い、そのことでの裁判が今奈良市でも起こっています。繰り返しですが、自衛隊への名簿提供は憲法違反ではないのか、自己決定権や個人情報の承諾権に反していませんか。

○危機管理監 本市といたしましては、根拠法令に基づきまして適切に対応しており、違法性のあるものとは認識しておりません。

以上でございます。

○中井政友 今後もこの裁判を見守りつつ、香芝市としての判断を検討していただけたらと思います。さらに、今図書館でも恒常的に自衛隊募集の案内が展示されています。青年が将来の職業を選ぶに当たって多面的に情報が得られるように、特に自衛隊においては業務の危険性を考慮できるような十分な配慮をされるように要望して、この問題については終わります。

「地域防災計画について」

○中井政友 次に、地域防災計画についてです。

私は1月1日に起きた能登半島震災が気になり、7月には民間団体から穴水町に食料の炊き出しや物品提供がありました。また、8月には公的団体から金沢市内に避難されている七尾市の方々を中心に仮仮設住宅に入居されている家族の方々を訪問して、情報把握と困り事がないか等、聞き取り支援に行っていました。災害の状況は見るととてもひどく、一度震災が起きると将来の不安や生活することの大変さが身にしみて分かります。そこで、本市の指針とすべき奈良県地域防災計画第2章32節の食料の欄には生活必需品の確保計画、物品確保に努めるようにとありますが、この地域防災計画について実情に合わせた計画の練り直しが必要ではないかと質問させていただきます。

○危機管理監 地域防災計画につきましては、令和6年2月に最新の災害リスクや地域特性を反映しております。しかし、こういった災害リスクなどは常に変化していくものであるため、議員がおっしゃるとおり適宜現状との整合性を確認し、必要に応じて見直しを検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○中井政友 被災された方々は、本当に口々に物がなかったり地域に乏しいので孤独にな

っている、そうしたことを訴えられてました。香芝市の備蓄されている食料の種類や量についてお伺いします。

○危機管理監 主なものといたしまして、アルファ化米やクッキーなどが約2万2,000食、飲料水は500ミリリットルのペットボトルが約2万2,000本でございます。食料の種類に関しては、多様性も考慮し、パンなどの購入を検討しております。

以上でございます。

○中井政友 私も県の防災統括課の資料を入手しました。本市の備蓄品では、食料品は主にお米とビスケット、あと少しの液体ミルクがありました。1万食以上各市あると言いますが、本市の人口は7万8,000人です。2つのビスケットとお米を合わせても8万人には届きません。4人に1人分しか2万食ではないでしょうか。1日ももたない状況が明らかです。水にしても、3万世帯で各世帯に香芝市の500ccの本数が、言われましたが、1本しかありません。各世帯で1本しかないのであれば、1日ももたないです。災害時、自分で備蓄していても、とてももたないことが明らかです。いつ災害が起こるかもしれない状況の中で、対策が遅れているのではないのでしょうか。この備蓄品はどこに保管されているのでしょうか、お願いします。

○危機管理監 備蓄品の保管場所でございますけれども、市の保有しておる備蓄倉庫や学校の空き教室、また指定避難所などで保管しております。

以上でございます。

○中井政友 災害が起こった場合、災害に強く、安全であり、そこに行けば備蓄品が頂ける、そうした状況が必要です。各地にそうした施設があることが必要です。自宅では備蓄もし、耐震化も必要ですが、統計では最も災害に遭い、命を落とすところが家になっています。災害時に食料を持って出ていける、または取りに帰る状況にはなかなかないのが実態であります。本市の指定避難所は現在何か所あるのでしょうか。

○危機管理監 現在小・中学校の指定一時避難所が19か所、福祉センターなどの指定福祉避難所が11か所の計30か所でございます。

以上でございます。

○中井政友 それらの避難所に隔たりなく全避難所に備蓄品が行き渡るようにされているのでしょうか。

○危機管理監 食料や物資につきましては、避難所班を通じて必要数を把握し、市民班や救護班で調達、配布を行い、物資等が行き渡るよう計画しておるところです。ですけれども、今後公共機関や民間団体などと締結しております災害時応援協定に基づくご支援の内容も考慮しながらこれからの備蓄量は見直してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中井政友 大きな災害が今後30年間にあるかもしれない、といってもいつあるかもしれないので、量や保管場所の確保を少しずつ計画することが香芝市としてもこれからの課題だと思います。能登震災でも、輪島市の避難場所の過半数では食料備蓄がゼロであったと朝

日新聞の6月の記事に出ていました。もしものときは多くの市民が飢餓状態になるのではないのでしょうか、こうしたことを防ぎたいと私は思います。

では次に、トイレトペーパーの数、これといった日用品の数はどれだけあるのかをお願いします。

○危機管理監 主なものといたしまして、簡易トイレ約2万4,000回分、トイレトペーパー約1,400ロール、乾電池につきましては各小・中学校に120本、ブルーシートにおきましては3種類のサイズを合わせまして約80枚、主なものとしてこのような状況でございます。

以上でございます。

○中井政友 今お答えいただいた数を一つずつ言うわけにはいかないんですが、トイレトペーパーも1万ロールあったとしても7万8,000人で割ると1%ほどしかありません。こうしたことではすぐに不衛生になってしまうのが目に見えています。家での備蓄も必要ですが、先ほども言いましたように家が一番難しい場所でもあります。住民の命や暮らしを守る自治体の本来の任務がここに問われてるのではないのでしょうか。また、ブルーシートも、被災地に行けばすぐに目につきます。絶対量が足りないことが明らかです。朝露や日差し、防寒などに役立つブルーシートの備蓄を増やすことも必要だと考えます。そして、今8月でも、行きましたら、日用品の支給申請ができると紹介してまいりました。日用品は絶えず必要になっていきます。こうした確保が必要で、もしこの支給に隔たりがあると、平等感を欠くと住民の中に不平等感や行政への強い思いが重なって現れてきます。

現在補正予算の中に学校体育館の空調設備計画についても出されていましたが、これについてはどのようになっているのでしょうか。

○教育部次長 今議会に補正予算を上程してございます。まず、授業や部活動などで利用率の高い中学校につきまして、来年度設置に向けて設計を行ってまいりたいと考えてございます。

○中井政友 今国のほうで令和7年度までに耐震化や熱中症に対して空調施設の補助率を上げるというふうにありました。早急に香芝市でも逐次、避難場所となる学校施設への空調化の改修を行っていただきたいと思います。小学校の体育館については今設置はどのようにお考えでしょうか。

○教育部次長 小学校の体育館につきましては、財政部局とも協議しながら空調設備設置について検討してまいりたいと考えてございます。

○中井政友 小学校の体育館も避難場所になっていると思いますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○教育部次長 基本的に中学校の体育館も小学校の体育館も指定一般避難所に指定されていることは、承知してございます。中学校の体育館への空調設備の設置後は、防災担当部局とも協議してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○中井政友 市の予算も、補助があるとはいえ支出せねばなりません。国の補助を利用して

早急に全体育館に設置をお願いしたいと思います。

小学校に避難した方々に、エアコンを必要とする方々に対してはどのようにお考えでしょうか。

○**教育部次長** 季節に応じまして体温調節が難しい方など空調設備を必要とする方々には、多目的教室や特別教室などをご案内できればと考えてございます。

以上です。

○**中井政友** ありがとうございます。避難場所になる小・中学校についての空調設備の設置について伺わせていただきました。

次に、トイレトレーラーについて、震災の折に移動してトイレができるというトレーラーですが、これについての配備については市としてお考えはないでしょうか。

○**危機管理監** 避難所におけるトイレに関しましては、現在マンホールトイレの整備を進めており、市内の避難所に合わせて合計61基設置しておる状況でございます。また、簡易トイレを約2万4,000回分備蓄するとともに、災害時における仮設トイレの配備に関する調整も行っておるところでございます。

ご指摘のトイレトレーラーの配備につきましては、その有効性は承知しておりますけれども、人口約8万弱の基礎自治体である本市におきまして実施するべきであるのかどうかということにつきましてはなお慎重に判断すべきものと考えております。

以上でございます。

○**中井政友** ありがとうございます。大震災時は、地面が1メートル以上上下するというふうに聞いています。多くの下水道管が破裂するのは当然であります。水を流せず、すぐに不衛生になっていくのが目に見えています。トイレの水の確保が必要です。流すのであれば、井戸水も使えます。昔香芝市でも調査されました、防災井戸についても考えるべきではないでしょうか。1人当たりの備蓄では現状ではとても少なく、いつ起こるかも分からない災害に対して県の備蓄方針にもあるように早急に、いつまでにここまでに達するという備蓄の計画を持つべきだと繰り返し主張させていただきまして、9月の一般質問を終わります。ありがとうございました。